

令和 2 年度第 1 回京都市産業廃棄物 3 R 推進会議 摘録（案）

1 日時

令和 2 年 8 月 2 7 日（木）午後 3 時～午後 5 時

2 場所

京都市役所分庁舎第 4 会議室
（対面とオンラインの併用会議）

3 出席委員

高岡委員長，石田副委員長，河野委員，小谷委員，高橋委員，土谷委員，長田委員，花嶋委員，三宅委員，山口委員，山田委員，和田委員
（村井委員，笠原オブザーバーは欠席）

4 議事内容

(1) 令和元年度の会議について

資料 2 及び 3 に基づいて事務局から説明した。（委員からの意見なし）

(2) 第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

資料 4 に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委 員：今年度の「環境フォーラムきょうと」開催について協議中とのことであるが，オンライン利用を含め，開催する方針なのか。

事務局：開催の有無，方法や内容について，共催する京都府産業資源循環協会と協議・検討中である。

委 員：京都府産業廃棄物 3 R 支援センターが実施する「京都府 3 R 技術開発等支援補助事業」の令和 2 年度の公募が始まっているので，委員の方々には周知をお願いしたい。

委 員：積替保管施設・処理施設への立入件数は，新型コロナウイルスの影響を受けているのか。

事務局：緊急事態宣言が発出されている期間は控えていたが，現在は感染対策を講じながら，例年のペースで立入を実施している。

(3) PCB 廃棄物に係る施策の進捗状況について

資料 5 に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委 員：PCB 廃棄物を保有している可能性の高い事業者の団体への啓発について，業界団体としては全面的に協力する意向である。

委 員：トランス類の残数が，令和元年 1 2 月末は 0，令和 2 年 6 月末現在が 2 となっているのはなぜか。

事務局：令和元年 1 2 月末から令和 2 年 6 月末の間に，新たに 2 台，未登録だったトランス類が登録されたためである。

委 員：PCB 廃棄物の掘り起こし調査で，一定，PCB 廃棄物を保管している事業者は確認できていると考えていいのか。

事務局：一定確認はできているが、未回答の事業者がPCB廃棄物を保有している可能性もあるため、広報活動等を通して、期限内処理に向けた指導を引き続き行う。

委員：他都市と比較して、京都市の掘り起こし調査の結果はどうか。

事務局：比較していないため、確認する。

委員：今後、経済産業省と合同で、PCB含有機器の使用を継続している事業者へ指導を行うとのことだが、対象の事業者数はどの程度あるのか？

事務局：数件というレベルではない。

委員：法令上、使用中であっても廃棄しなければならないとなっているので、経済産業省と協力して指導に努めていただきたい。

(4) 産業廃棄物実態調査の結果について

資料6に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：令和2年度に目標値を設定しているが、平成30年度とは別に、令和2年度の推計値の調査等は行うのか。

事務局：これまでの計画は、調査対象年の実績をもって目標達成度を確認していた。令和2年度の推計値の調査については、検討する。

委員：調査結果は、大変貴重なものであり、我々の事業にも生かしていきたい。

委員：アンケート結果にもあるとおり、廃棄物処理に係る情報収集を積極的に行っている中小企業は少ない。京都市には、法改正等の情報を、タイムリーに、幅広く発信してもらいたい。

事務局：京都市としての情報提供の仕組み、在り方について、検討していく。

委員：前回と比較して、回収率はどうだったのか。

事務局：推計した全廃棄物量に対する、調査で直接把握した廃棄物量の割合が、79.8%と高い数値になっていることなどから、前回調査より実態を把握できたと考えている。

委員：廃棄物の発生量が抑制されており、良い傾向だと思う。

(5) 京都市産業廃棄物処理指導次期指針について

資料7に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：「少量排出事業所における分別・リサイクルの推進」のため、具体的な施策はあるのか。

事務局：検討中である。検討案として、少量排出事業者でグループをつくり、グループでまとまって処理業者と収集方法を調整する仕組みを促進することで、処理のコストダウンや、分別の徹底を図れるのではと考えている。

委員：環境省から、産業廃棄物と一般廃棄物の枠組を超えたりサイクルルートの拡大等が提言されており、京都市においても仕組みを検討していただきたい。

また、社会情勢として、化石燃料の使用量削減が求められており、今後、化学メーカーや鉄鋼メーカーのプラスチック燃料に対する需要の拡大が想定される。今後、プラスチック燃料の活用促進についても、京都市に取り組んでいただきたい。

事務局：事業所から排出される廃プラスチック類は産廃であり、市町村に処理責任はないため、事業所から出る廃プラスチックまで市町村が併せて収集することを義務付けるよう環境省が言っているわけではないと思う。環境省が言っているのは、家庭から排出される廃プラスチック類のうち、いわゆる製品プラ（容器包装リサイクル法の対象外）のことだと思うが、これらの製品プラ

について、民間の産廃処理業者で処理するルートが構築されていく可能性はある。

京都市としては、まず、廃プラスチック類の排出抑制とマテリアルリサイクルを推進したいと考えており、その上で、やむを得ず焼却せざるを得ない廃プラスチック類について、単純焼却ではなく、エネルギーとしての活用を促進していきたいと考えている。取組を行う際は、ご協力いただきたい。

委員：事業者の生産活動に係る廃棄物の排出抑制の施策だけではなく、グリーン購入やエシカル消費といった、消費者向けの施策も検討していただきたい。

事務局：指針の中に反映するよう、検討する。

委員：災害時において、PCB廃棄物やアスベストといった有害廃棄物のばく露が懸念されるため、対策を検討してほしい。

事務局：京都市では、指針とは別途に災害廃棄物処理計画を策定しており、災害時には、当該計画に基づきそういった有害廃棄物に対応していく。

委員：京都市の指針としてのポイントは何か。

事務局：資料7の「基本的考え方」で記載している部分がポイントである。

委員：指針に盛り込む必要はないと思うが、実態調査のデータを踏まえ、京都市の産廃の特徴を整理し、説明していただければ、「京都市」の指針の内容が分かりやすくなるのではないか。

事務局：次回、資料を準備する。

委員：「廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進」について、国内では処理経費が高いと説明されたが、「国内では処理費用が必要なため」が適切だと思う。

事務局：ご指摘いただいた部分を踏まえ、修正する。

(6) その他

特になし。